

琵琶湖流域下水道協議会の設置について

滋賀県および関係19市町は、8月30日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づく「琵琶湖流域下水道協議会」（以下「協議会」という。）を設置しました。

1 協議会設置の目的

滋賀県が実施する琵琶湖流域下水道事業および流域関係市町が実施する関連公共下水道事業の円滑かつ効率的な推進を図るため、県および19市町が共同して「琵琶湖流域下水道事業の運営計画を策定」とするとともに、「相互に連絡調整を行う」ことを目的に、協議会を設置したものです。

2 経過

- H24. 5. 16 環境・農水常任委員会(下水道公社に対する指定管理の取消)
- H24. 5. 31 下水道公社理事会(市町の意見を反映する場の確保、解散後の維持管理体制)
- H24. 8. 7 自治創造会議(同上)
- H24. 11. 14 環境・農水常任委員会(下水道公社解散と協議会設置)
 - 11. 14 下水道公社理事会(下水道公社の解散決定)
- H25. 3. 31 下水道公社解散
- H25. 6. 28 県議会議決(協議会規約を定めることを地方公共団体に協議すること)
- H25. 8. 30 協議会規約を定める協議および第一回琵琶湖流域下水道協議会
(規約が承認され、協議会が発足。会長(草津市長)、副会長(彦根市長)を選出後、協議会運営要綱を制定し、要綱に基づく年次運営計画を説明)

3 協議会で協議する事項

(1) 各年次の運営計画

各年次の建設（改築、修繕を含む）、施設運営等の基本的な考え方について県と市町の合意を図ります。

(2) 連絡調整事項

流域別下水道整備総合計画等の法定手続きの事前調整、「各年次の運営計画」を予算に反映する際の調整を行います。

4 今後のスケジュールについて

(1) 法定事項

参加自治体が協議会を設置した旨、告示し、県と19市町が連名で総務省へ届出する。

(2) 調整会議等の開催

要綱に基づく「調整会議」を開催します。

琵琶湖流域下水道協議会規約

第1章 総則

(協議会の目的)

第1条 この協議会は、滋賀県が施行する琵琶湖流域下水道事業および関係市町が施行する関連公共下水道事業の安全かつ安心な運営および円滑かつ効率的な推進を図るため、滋賀県および関係市町が共同して琵琶湖流域下水道事業の運営計画を策定するとともに、相互に連絡調整を行うことを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 この協議会は、琵琶湖流域下水道協議会（以下「協議会」という。）という。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、滋賀県ならびに大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町（以下「関係市町」という。）をもって構成する。

(協議会の担任する事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 各年次の琵琶湖流域下水道事業の運営計画の策定に関する事務
- (2) 第1条に規定する連絡調整に関する事務
- (3) その他協議会の目的を達成するため必要な事務

第2章 組織

(組織)

第5条 協議会は、会長および委員19人をもって組織する。

(会長)

第6条 会長は、滋賀県知事および関係市町の長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により公共下水道事業に係る公営企業管理者が置かれている関係市町にあっては、当該公営企業管理者。以下同じ。）のうちから滋賀県知事および関係市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

- 2 会長の任期は、2年とする。
- 3 会長は、非常勤とする。

(副会長)

第7条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

- 2 副会長の任期は、2年とする。
- 3 副会長は、委員のうちから委員の互選により選任する。

(委員)

第8条 委員は、会長以外の滋賀県知事および関係市町の長をもって充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(調整会議)

第9条 協議会の円滑な運営を図るため、協議会に調整会議を置く。

2 調整会議の構成員、議事その他調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が協議会の会議に諮って別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が協議会の会議に諮って別に定める。

第3章 会議

(会議)

第11条 協議会の会議は、定例会議および臨時会議とする。

(会議の招集)

第12条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 定例会議は、年1回招集する。

3 臨時会議は、会長が必要と認めるときおよび委員の4分の1以上から会議の招集の請求があったときに招集する。

4 会長は、あらかじめ、協議会の会議の開催場所および日時を、付議すべき事項とともに、委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第13条 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 会議の議事その他その運営に関し必要な事項は、会長が協議会の会議に諮って別に定める。

第4章 財務

(経費の支弁の方法)

第14条 協議会の経費は、滋賀県および関係市町が負担する。

2 前項の規定により滋賀県および関係市町が負担すべき額は、会長が協議会の会議に諮って別に定める。

第5章 補則

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会の会議に諮って別に定める。

付 則

この規約は、滋賀県および関係市町の協議が整った日から施行する。

琵琶湖流域下水道協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、琵琶湖流域下水道協議会（以下「協議会」という。）の運営について必要な事項を定める。

(招集)

第2条 会長は、協議会の会議を招集しようとするときは、その開催日の2週間前までに開催場所、日時および付議すべき事項を委員に通知するものとする。

(年次運営計画)

第3条 琵琶湖流域下水道協議会規約（以下「規約」という。）第4条第1号に規定する「各年次の琵琶湖流域下水道事業の運営計画」は、以下の事項とする。

- (1) 新築、増改築および修繕計画に関する事
- (2) 施設の運営方針
- (3) 業務委託等の発注方針
- (4) その他施設の運営に必要な事項

(連絡調整事項)

第4条 規約第4条第2号に規定する「連絡調整」を行う内容は、以下の事項とする。

- (1) 下水道法(昭和33年法律第79号、以下「法」という。)第2条の2第1項に規定する「流域別下水道整備総合計画」の策定方針に関する事
- (2) 法第25条の3第1項に規定する「事業計画」の策定方針に関する事
- (3) 各処理区の「経営計画」の策定方針に関する事
- (4) 各処理区の予算の編成に関する事
- (5) その他委員から提案のあった事項

(委員の欠席)

第5条 委員が欠席する場合は、当該委員の属する地方公共団体の職員を代理人として出席させることができる。

(運営)

第6条 協議会における事項の決定は、原則として、会長および出席委員の全員の一致による。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、滋賀県琵琶湖環境部下水道課に置く。

(公開)

第8条 協議会は公開とする。ただし、出席委員の過半数が必要と認めた場合、全部または一部を非公開とすることができる。

(調整会議)

第9条 調整会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 規約第6条第1項に規定する関係市町の長が指名する者
- (2) 滋賀県琵琶湖環境部下水道課長
- (3) 滋賀県南部流域下水道事務所長
- (4) 滋賀県北部流域下水道事務所長

- 2 調整会議は、主に協議会の会議に諮るべき事項について協議し、および調整する。
- 3 調整会議の議長は、会長が指名する。

付 則

この要綱は、平成25年8月30日から施行する。